

眩川

行町 16
川 28
TEL 120
編集課
総務 1968.8.20号

国保医療費

四、六〇〇万円(四三年度見込)

— 四二年度 四、一四六万円 —

眩川町の国保被保険者は、毎年減少しているが、医療費総額は、四三年度三七、三〇〇千円であったが、四二年度は、四一、四六三千円となった。さらに四三年度には、自然増と医療点数改訂による増加で四六、二二二千円となる見込みです。

したがって、保険税率が引上げとなりました。

医療費総額は、被保険者一人当たり、四一年度八、五八三円であり、四二年度は九、九三六円(一五、八%増)となった。

四三年度は、一一、四三〇円(一五%増)の見込みであり、県平均一一、九六五円(見込)よりやや低めとなっている。

○医療費と保険税

医療費総額のうち、三〇%は皆さんが病院等の窓口で支払っていますが、七〇%は町が各々の医療機関へ毎月支払っているわけです。

この財源は、国の補助金等と保険税を充てる他ありません。医療費総額の四〇%は国庫負担金として、又約五%が調整交付金として交付されるので、残る二五%が保険税となります。

ですから、被保険者の受診した医療費の増加は、保険税の増額に直接つながります。

国民健康保険税は、目的税とな

別表4

医療費総額 (調整交付金)	
国庫負担金 40%	保険税 25%
窓口払分 30%	被保険者負担分 (70%)
	国庫補助金等 20%

ており、その用途についても限定され、調定額は、毎年度町議会において決定されます。赤字決算となれば、当然翌年度の調定額に計算される結果となります。

国庫補助金等は、前記の他、事務費、助産費及び保健婦設置費に対しても交付されます。

○療養諸費二、九一二万円 四二年度決算

四二年度の国保特別会計の決算状況は、別表(口)のとおりです。受診件数一七、二五四件で、医療費総額は、四一、四六三千円となり、このうち被保険者負担分として二九、一一八千円を支出した。

その他の給付費として、助産費、

○保険税調定額一、一五〇万円 四三年度予算

四三年度国保特別会計予算は、別表(口)のとおりです。

予算においては、医療費の推計が基礎となります。

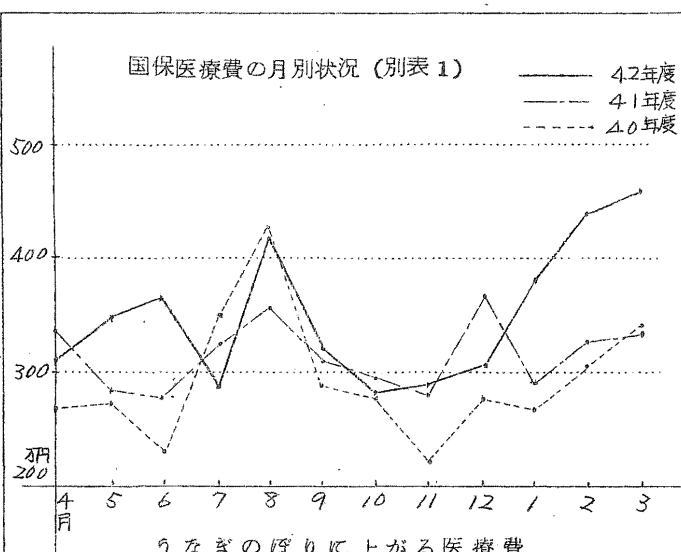
医療費の推計は、過去三ヶ年の実績を基にして、入院、入院外、歯科別に一人当たり医療費の自然上昇率を求め算出します。特に本年度は、昨年十二月一日から施行された。

四三年度医療費総額は、四六、二二二千円(前年度に比べ一五%増)の見込みです。

したがって、被保険者負担額は三二、六一五千円にのぼる見込みです。

そのうち国庫負担金等として、二一、一一五千円が交付されるので、残る一一、〇〇〇千円を保険税として徴収しなければなりません。

昨年当初調定額一〇、〇〇〇千円に比べ一五%増となります。



六七件、育児手当四三件、葬祭費四〇件で二八七千円を支給した。

受診率は、年間一人平均四件で十四日間医者にかかった割合となる。

入院、外来、歯科別にみると医療費総額のうち、七〇%は外来が占め、入院二二%、歯科八%となった。



○保険税の賦課

保険税は次のように賦課されます。

(1)所得割として、四二年中の所得額から十一万円を差引いた金額に左の税率を乗じた金額。

(2)資産割として、固定資産税額に左の税率を乗じた金額。

(3)均等割として、四月一日現在の被保険者数に左の税率を乗じた金額。

(4)平等割として、左の金額

右の金額の合計額が年税額です。

(税率)

所得割 一、八四%

資産割 四五、八〇%

均等割一人当たり 九二〇円

平等割一世帯当たり二、六六〇円

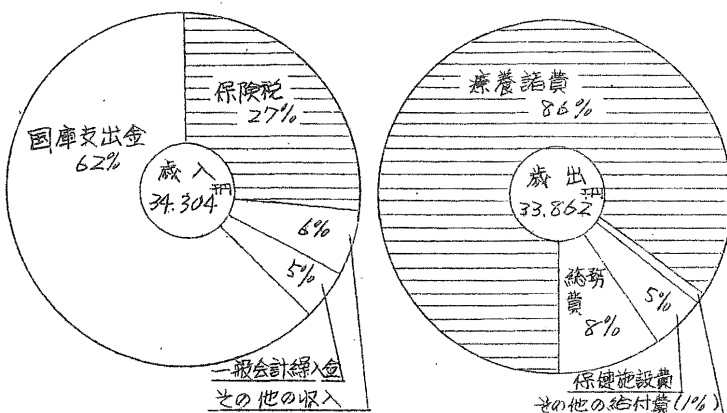
右により算出した年税額からすでに課税した第一期(五月)分を差引いた金額を、第二期(八月)第三期(十月)、第四期(十一月)及び第五期(一月)に分けて課税します。

たとえば、年税額一、二〇〇円となった世帯の場合、第一期分として二〇〇円がすでに課税されておれば、第二期以降の税額は、各期二五〇円となります。

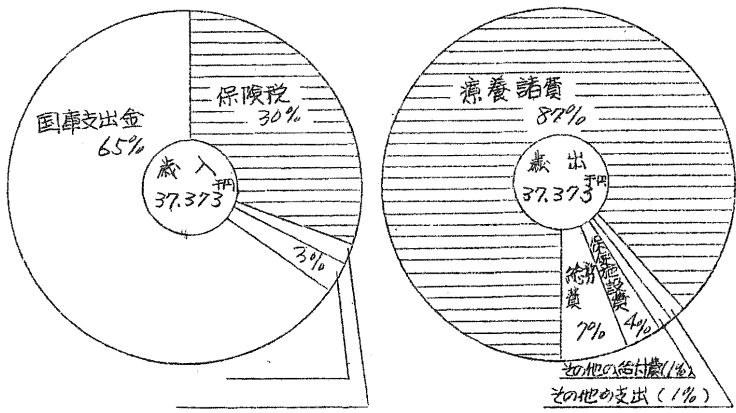
○保険税額の調整

八月に決定された保険税は、年度中途における転入、転出、出生、死亡による被保険者の異動については調整されませんが、他の保険に加入したり、他の保険から国保に移行したとき、又は世帯全員が異動したときは、月割計算で調整されます。

昭和42年度国保会計決算状況 (別表2)



昭和43年度国保会計予算 (別表3)



被保険者の異動は十四日以内に届け出ましよう

